第四号様式（第八条第二項）

自己情報部分開示決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

千葉県知事　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けの開示請求について、千葉県個人情報保護条例第21条第１項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名 |  |
| 開示しない部分及び開示しない理由 |  |
| 開示しない部分について、その理由が消滅する期日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 開示を実施する日時及び場所 | 日時 | 午前　　　　　　年　　月　　日　　　　時　　分午後　　　　　　 |
| 場所 |  |
| 開示の実施の方法 |  |  |
| 担　　　当　　　課（所） | 電話番号（　　）　　　― |
| 備考 |  |  |

教示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注

１　個人情報の開示を個人情報窓口で受ける場合、指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

２　個人情報の開示を個人情報窓口で受ける場合、この通知書及び開示請求者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。

３　個人情報の開示を写し等の送付により受ける場合、この通知書及び写し等の交付申請書並びに写し等の作成に要する費用及び写し等の送付に要する費用と同額の郵便切手等を送付してください。

４　「開示しない部分について、その理由が消滅する期日」は、開示請求のあった個人情報を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

　　この期日の記載がある場合で個人情報の開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求をしてください。